

平成 26 年 11 月 27 日

各位

会社名 みずほ投信投資顧問株式会社
代表者名 取締役社長 中村 英剛
(銘柄コード 1683)
問い合わせ先 商品開発部部長 三木谷 正直

「国内金先物価格連動型上場投信」 約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

追加型証券投資信託「国内金先物価格連動型上場投信」の約款変更について、下記の通り決定いたしましたのでご連絡いたします。

記

1. 上場 E T F の名称

国内金先物価格連動型上場投信

2. 約款変更内容

- ①投資信託協会の規則（ガイドライン）の改正に伴い、投資信託約款にデリバティブ取引等に係る投資制限の規定を新設します。
- ②投資信託及び投資法人に関する法律および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正に伴い、書面決議における受益者数要件の撤廃、書面決議を要する投資信託の併合手続きの見直しおよび反対受益者の受益権買取請求制度の見直しが行われたことから投資信託約款に所要の変更を行います。

3. 変更理由

- ①デリバティブ取引を行う場合のリスク量制限について、リスク量に係る計算方法を規格化することを目的に、投資信託協会の規則（ガイドライン）においてデリバティブ取引等の管理方法について投資信託約款に記載することが定められたため、所要の約款変更を行うものです。
- ②投資信託及び投資法人に関する法律および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正が平成 26 年 12 月 1 日付で施行されるため所要の約款変更を行うものです。

4. 変更日程

平成 26 年 11 月 28 日 約款変更届出日
平成 26 年 12 月 1 日 約款変更適用日

5. 当該投資信託約款変更に係る新旧対照表

①の変更内容

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
デリバティブ取引等に係る投資制限 第22条の2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。	(新設)

②の変更内容

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
信託契約の解約 第41条 (略) ②～④ (略) ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる <u>受益者の議決権の3分の2以上</u> に当たる多数をもって行います。 ⑥ (略) 信託約款の変更等 第46条 (略) ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、 <u>その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。</u> ）について、書面決議を行います。この場合において、あらか	信託契約の解約 第41条 (略) ②～④ (略) ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる <u>受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上</u> に当たる多数をもって行います。 ⑥ (略) 信託約款の変更等 第46条 (略) ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、 <u>その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。</u> ）について、書面決議を行います。この場合において、あらか

じめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。 ③ (略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる<u>受益者の議決権の3分の2以上</u>に当たる多数をもって行います。 ⑤～⑦ (略) 反対受益者の買取請求権および反対受益者の受益権買取請求の不適用 第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。 ② <u>前項の規定にかかわらず、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行うに際し、全ての指定販売会社が1口の整数倍をもって、受益権の一部解約の実行の請求に応じる場合には、この信託は、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</u>	該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。 ③ (略) ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる<u>受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上</u>に当たる多数をもって行います。 ⑤～⑦ (略) 反対者の買取請求権 第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。
---	---

以上